

## 修正対象物品の令和元年度(平成31年度)における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和元年度(平成31年度)の初日等から令和元年6月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

## 記

## 1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	138,300 トン	32,484 トン	105,816 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	203,300 トン	44,690 トン	158,610 トン

## 2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP(TPP11))(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉	オーストラリア	785 トン	153 トン	632 トン
5	豚肉	カナダ	248,747 トン	58,846 トン	189,901 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	96,457 トン	26,623 トン	69,834 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	22 トン	0 トン	22 トン
15	豚肉調製品	カナダ	41 トン	14 トン	27 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン	0 トン	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	5,333 トン	0 トン	5,333 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	4,778 トン	0 トン	4,778 トン
26	オレンジ	発効国全体	37,000 トン	※トン	-トン
27	SPF製材	カナダ	1,604,500 m <sup>3</sup>	268,713 m <sup>3</sup>	1,335,787 m <sup>3</sup>
28	パーティクルボード	ニュージーランド	66,100 m <sup>3</sup>	11,883 m <sup>3</sup>	54,217 m <sup>3</sup>
29	OSB等	カナダ	228,500 m <sup>3</sup>	45,068 m <sup>3</sup>	183,432 m <sup>3</sup>
31	合板	ベトナム	193,000 m <sup>3</sup>	14,748 m <sup>3</sup>	178,252 m <sup>3</sup>
33	針葉樹合板	カナダ	7,100 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	7,100 m <sup>3</sup>
35	針葉樹合板	ニュージーランド	61,200 m <sup>3</sup>	2,145 m <sup>3</sup>	59,055 m <sup>3</sup>

### 3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉	欧州連合	374,718 トン	100,981 トン	273,737 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,947 トン	952 トン	3,995 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	2,456 トン	6 トン	2,450 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,133 トン	1 トン	2,132 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	-トン

#### 【備考】

・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1に規定する項番号。

・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。

・3の項及び37の項(牛肉)は、別途公表。

※26の項及び42の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。